

意見書

2013年8月7日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンク BB 株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム 株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル 株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

情報通信は、日本経済を牽引する基盤であるとともに、国民の生活の利便性向上、経済活性化を支える重要な社会インフラであり、ブロードバンドの普及・促進は、これらを発展させていく上で非常に重要な政策と考えます。政府においては、2010年の「光の道」構想実現に向けた取りまとめ」のなかで、公正競争環境の整備や利活用の促進等を通じ、2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用を実現することを目標に掲げています。また、2010年12月に策定された、「光の道」構想に係る「基本方針」及び「工程表」においては、上記目標を達成すべく、制度整備の実施3年後を目途に包括的な検証を行うこととされております。制度整備の3年後にあたる2014年には、政府が掲げた目標を達成すべく、NTT等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組み等の見直しについても十分に検証を行い、あらゆる関係者が協力の上、各種取組みを推進する必要があると考えます。一方、情報通信市場及び関連市場においては、後述しているとおり、日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。)を頂点とするNTTグループによる、グループ共同広告、ドコモショップでのフレッツ販売等に加え、グループ各社の料金の請求・回収代行業務等の統合(NTTグループ統合請求)等、実質的なNTTグループ連携が進められています。このような連携を行っているNTTグループは、総資産1兆円を超える事業会社を複数社擁し、情報通信市場又は関連市場において有力な地位を占めていることから、事業支配力が過度に集中する状況が生じております。このような事業支配力が過度に集中する状況において、NTT持株殿主導の下これらの会社が、グループ連携を強化することは、情報通信分野はもちろんのこと、日本経済全体に大きな影響を与えることであり、その集中度を具体的に検証する必要があると思われまます。そこで、2014年を目途として実施する包括的な検証においては、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受する視点に立った上で、各分野でのNTTグループの連携強化が情報通信事業分野やその周辺分野の競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。

以上を踏まえた上で、次頁より、本制度の検証項目に関する弊社共意見を述べさせていただきます。

検証結果案			意見
1. 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	<p>総務省殿は、第一種指定電気通信設備の指定要件について、下記のとおり、これまでの競争セーフガード制度、または、昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方」において、特段の事情の変化が認められないとして、ネガティブリスト方式の採用及び端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別しない第一種指定電気通信設備の指定という、これまでの考え方を踏襲しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西殿による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところである。 - この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び本制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。 - 端末系伝送路設備については、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。

検証結果案		意見
		<p>- ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしもいえない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。</p> <p>今年度も、例えばFTTH市場について、NTT東西殿の契約数のシェアは平成24年度末において、73.4%と依然として高いこと等に鑑みて、上記考え方を変更すべき特段の状況の変化はみられないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別しない第一種指定電気通信設備の指定を継続すべきです。</p>
	イ 指定の対象に関する検証	<p><現行指定の対象について></p> <p>第一種指定電気通信設備を用いた電気通信サービスについては、昨年から競争環境に大きな変化はなく、平成25年6月27日に公表された「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第4四半期(3月末))」によると、NTT東西殿は固定電話で76.5%、FTTHで72.5%、0ABJ-IP電話で62.2%のシェアを占め、引き続き市場支配力を有している状況です。従って、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備については、今後も引き続き指定を継続すべきと考えます。</p>
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p><アンバンドルの在り方について></p> <p>日々進化する技術を導入し、通信基盤を強化・進展させることは、情報通信分野を更に発展させ、国民の生活の更なる利便性向上、経済活性化等を実現するために非常に重要です。NTT殿におかれましては、新しい通信基盤であるNGNに関する研究開発が進められ、世界をリードしていると認識しておりますが、これは日本国内のみならず世界の情報通信の発展に多大な貢献をしているものと考えます。</p>

検証結果案		意見
		<p>一方で、新しい技術の導入においては、その利便性や効率性、費用だけでなく、接続事業者の接続性や公正競争を十分に担保していただくことが必要であると考えます。</p> <p>例えば、現在、次世代加入者系光ネットワークの実現に向け、各所で 10Gbps 級光アクセスネットワークシステムの研究開発が進んでいるところですが、一方で、現行とは異なる分岐数での導入等、設備更改のタイミングで現行方式のように他事業者との接続を前提としない設備構築がなされ、接続事業者に多大な影響を与える可能性があります。NGN の設備更改においては「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011 年 12 月 20 日)においても記載のあるとおり、「現時点では技術的に可能でない場合であっても、その後の段階的な設備更改を経て対応可能となることがあるという点も留意することが必要」であると考えます。</p> <p>第一種指定電気通信設備として指定がされているNGNは、競争事業者の接続を前提とした設備とすべきであり、設備更新をする場合は、事前に関係事業者の意見をこれまで以上に聴取し、接続の容易性への配慮や公正競争の担保が必要であると考えます。</p> <p><アンバンドルの要件について></p> <p>アンバンドル義務の要件としては、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三点が明確に示されています。NGN における公正競争環境の発展による、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、上記アンバンドルの三つの考え方について、それぞれ以下の観点を踏まえ、NTT 東西殿が適切に対応を行っているかどうかの検証を求めます。</p>

検証結果案		意見
		<p>①具体的な要望があること</p> <p>「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011年12月20日)において、「上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である。」とあります。しかしながら、弊社は、複数年前より NTT 東西殿と「NGN 上での 0ABJ-IP 電話提供」について NTT 東西殿の設備・システム構成等を想定した「具体的な要望」を行っておりますが、弊社が提案した方式での実現が困難である旨の回答は頂けたものの、その具体的かつ詳細な理由についての説明はありません。</p> <p>このように「具体的な要望」が何か、極めて曖昧であることから、サービス内容や実現手段を提示した場合であっても、「具体的でない」とNTT 東西殿が主張し、協議が年単位で進まない状況が発生しています。加えて、実現性のある代替案の提案を行うための NGN の情報開示若しくは NTT 東西殿からの代替案の提示も頂けない状況です。</p> <p>従って、「具体的な要望」の定義が極めて曖昧であることを考慮すれば、接続事業者から出される要望については全てアンバンドルに関する「具体的な要望」とみなすことが必要と考えます。</p> <p>仮に、接続事業者からのアンバンドル要望全てを「具体的な要望」の対象と出来ない場合は、NTT 東西殿が求める「具体的な要望」を満たすため、NTT 東西殿からの情報開示を義務付ける等の措置が必要です。</p> <p>②技術的に可能であること</p> <p>『「接続の基本的ルールの在り方について(答申)」(1996年12月19日)』にお</p>

検証結果案		意見
		<p>いて「なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。」との整理がなされた通り、NTT 東西殿が技術的に実現不可能であることを具体的かつ明確に示すべきです。仮に技術的に実現不可能であることを示す場合であっても、NTT 東西殿は、接続事業者自身が検証し、判断が可能となるように技術仕様書等を利用した説明を行うこととし、代替提案を行う場合については、その代替提案に関する情報提供を行うべきと考えます。</p> <p>また、接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用し説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つことも必要です。</p> <p>③過度に経済的な負担がないことに留意</p> <p>アンバンドルを実現するために必要とする費用であったとしても、一律に接続事業者負担とするのではなく、本来、基本機能として具備する機能やNTT 東西殿の独自仕様等に起因することで追加発生する費用等については、その費用負担の在り方については、協議をもって解決することが必要と考えます。</p> <p>また、システム開発の必要性については、その費用対効果、相互の仕様合理性についても、接続事業者側で検証が行えるよう、前もって十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者自身が判断し、開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT 東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うべきです。</p>
	その他	<p><ボトルネック設備利用の同等性></p> <p>機能分離の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプットの同等性」についても合わせて確保する必要があると考えます。インプットの同等性に</p>

検証結果案		意見
		<p>については、NTT 東西殿自身の内部プロセスに踏み込んで整備する必要があるため、総務省殿においても後述の NTT 東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告に加え、以下の項目についても、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間において、十分に同等性が確保されているべきか検証すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロセスの同等性(リードタイム、手続き、貸出条件、フォーマット等) ・ 情報の同等性(顧客情報、敷設・工事計画、設備更改等) ・ システムの同等性(システム連携のインタフェース等) 等、 <p><ONU の端末設備化></p> <p>現在、NTT-NGN ユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置 (ONU) は NTT 東西殿の事業用電気通信回線設備として NTT 東西殿が設置し、ユーザへレンタル提供しています。NTT 東西殿は、過去、ONU のレンタル代金として月額 945 円で提供を行っていましたが、独占領域である ONU は、過去 10 年間に於いて、金額・機能等に大きな発展はありませんでした。ONU の開放の是非については、競争政策や規制・制度と密接に関わる問題であり、事業者間でのみで結論付けることは適当ではないことから、先の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(平成 23 年 12 月 20 日)」において、「FTTH サービスにおける ONU の開放の是非及びその在り方に関しても、(中略)技術的課題の整理等、必要な検討を行うことが適当である。」とされていることから、速やかにオープンな場で議論を開始すべきと考えます。</p>
(3) 禁止行為に関する検証	イ 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証について	<p>(ア) NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の商品の販売</p> <p>昨年同様、NTT東西殿の県域等子会社が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTT ドコモ」という。)殿の携帯電話等の商品について、ウェブサイト等の広告、取扱</p>

検証結果案		意見
		<p>いを行っている事象が確認されています(別添資料1)。NTT 東西殿の県域等子会社において、たとえ NTT 東西殿の委託業務を実施する組織とは別の独立した組織において NTT ドコモ殿の代理店業務を実施していたとしても、NTT 東西殿の県域等子会社において、NTT ドコモ殿の携帯電話等の商品の提供・紹介等を行っていることには変わりなく、また、NTT 東西殿の県域等子会社において、競争事業者の商品が当然取り扱われることはないと容易に推察されます。従って、当該行為は、電気通信事業法第30条第3項第2号に該当する排他的な一体営業を子会社等を通じて潜脱的に実施しているものであることから、総務省殿は、検証結果を「注視する」に留まるのではなく、監督義務を有する NTT 東西殿に対し、問題の是正措置を直ちに求めるべきであると考えます。</p> <p>(イ) 「NTTID ログインサービス」、「NTT ネット決済」等、グループ内の排他的業務 「NTTID ログインサービス」や「NTT ネット決済」は、NTT ドコモ殿とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿の ID、決済の排他的な連携サービスであり、共同ガイドラインにも事業法第30条第3項第2号の事例として示されている「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する可能性が高い事例であると考えます。</p> <p>当該行為に対し、NTT ドコモ殿及び NTT コミュニケーションズ殿は、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません」との主張をされていますが、サービス名称の通り、NTT グループ以外の競争事業者がサービス提携を行なうことは実質困難です。また、本サービスの報道発表資料(2010年5月13日発表)(別添資料2)からも分かるとおり、後述の「NTT おまとめ請求」と同様に NTT 持株殿が主導となり、グループの連携を推進しており、このような連携が益々強まっている状況</p>

検証結果案		意見
		<p>をも踏まえると、総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱していないか、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(ウ) NTT グループカードによるセット割引の恐れ</p> <p>NTT ファイナンス株式会社殿(以下、「NTT ファイナンス殿」という。)が提供する「おまとめキャッシュバック」サービスについては、NTT グループカードに入会することで、NTT 東西殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿等の NTT グループ会社等の通信サービス料金からその利用額に応じ、一部キャッシュバックされるものです。当該行為は、共同ガイドラインにも事業法第30条第3項第2号の事例として示されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するおそれがあると考えます。同サービスは、NTT のブランド力を前面に押し出しており、また NTT グループ以外の提供企業は、大手 ISP2 社(NEC ビッグローブ株式会社殿及びニフティ株式会社殿)のみという状況から、一部の電気通信事業者に対する実質的な優先的取扱いが解消されたとはいえません。このような状況を黙認することは、NTT グループ企業とフレッツサービス提携企業により、NTT グループの市場シェアを利用した割引サービスを実質的に認めるものであり、NTT グループ殿の独占性を推進することに他なりません。総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2号を事実上潜脱していないか、十分に検証を行い、必要に応じ措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(エ) 「NTT tabalポイント」によるセット割引の恐れ</p>

検証結果案		意見
		<p>NTT ファイナンス殿が提供する「くらし快適サービス NTT tabal」において、インターネットサービスプロバイダの料金をはじめとした様々なサービスの料金のお支払いを、NTT東西殿の固定電話やフレッツ、若しくはNTTドコモ殿の携帯電話の請求にたばねることで、「NTT tabalポイント」が付与されるものとなっています。ポイントは、電話やフレッツ、携帯電話等の料金のお支払いに対しては付与されないことから、直ちにセット割引の実施等、電気通信事業法第30条第3項第2号等に該当するものではありませんが、今後該当することのないよう、引き続き注視すべきと考えます。</p> <p>(オ) NTT 116 窓口におけるフレッツ光の営業</p> <p>NTT 東西殿の 116 窓口において、NTT 東西殿が接続業務で取得している顧客情報を基にし、フレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業行為(以下、「116 勧誘」という。)については、これまで競争セーフガード制度等において、KDDI 株式会社殿や弊社共が指摘してきたところです。</p> <p>NTT 東西殿は、116 勧誘の発生を防止するために一定の措置を講じているとしていますが、現に当該事象は継続的に生じており ※1、問題は改善されていません。従って、現状の事後チェックとする遵守体制では本事案の防止ができていない以上、過去に実施したとされる設備利用部門からの接続情報の閲覧等を防止するシステム変更についてその実効性を見極める等、問題の発生を防止する措置内容の適正性や妥当性を再検証すべきと考えます。その上で、更なる追加措置を講じることを含め、問題解消に向けて情報遮断等の遵守体制の是正がなされることを要望します。</p> <p>※1 Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果</p>

検証結果案		意見											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査時期</th> <th>2011年7月</th> <th>2012年7月</th> <th>2013年7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回答総数</td> <td>312件</td> <td>216件</td> <td>95件</td> </tr> </tbody> </table> <p>Q:NTTが提供しているインターネットサービス(フレッツ光)についての勧誘を受けましたか? (対象:全アンケート回答者対象、「不明」回答除く)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>2011年7月</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2012年7月</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2013年7月</p> </div> </div>				調査時期	2011年7月	2012年7月	2013年7月	回答総数	312件	216件	95件
調査時期	2011年7月	2012年7月	2013年7月										
回答総数	312件	216件	95件										
	ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	<p>後述の NTT グループ統合請求等、NTT グループ企業や代理店を介した事業連携が益々進展しています。当該事象等は、NTT 再編時の趣旨を形骸化させるものである一方、NTT 東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象であると認識しています。類似の事象を防止するルール策定の他、2014 年を目処に実施される予定の包括検証に当たっては、特定関係事業者制度が現状では十分に機能していないことを踏まえ、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等を行うことが必要と考えます。</p>											

検証結果案	意見
<p>(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証</p> <p>(5) 機能分離の運用状況に関する検証</p>	<p><NTT 東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について></p> <p>NTT 東西殿が 2013 年 6 月 28 日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。</p> <p>従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT 東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。</p> <p>1. 電気通信事業法第 31 条第 3 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項</p> <p>イ. (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるおそれがある。 <p>ロ. (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止行為に関する規程や公正競争マニュアルは、その詳細な内容も含め、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないにも関わらず、実物のみならずその詳細な内容の公開がなされていない。従って、十分な研修内容になっているかの外部検証性が十分に

検証結果案	意見
	<p>確保されていない。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合研修、e-ラーニング等の内容は、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないにも関わらず、研修教材の公開がなされておらず、十分な研修内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。 <p>2. 電気通信事業法第 31 条第 5 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項</p> <p>イ. (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本来であれば、去年の時点で公開されているべきであるが、機能分離導入前後でどのように部門変更があったのか不明であり、十分な対処になっているか確認不能。 <p>二.</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的にどのようなファイアウォールを置いているかを確認するための「接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程」は、項目のみの公開にとどまっており、接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするために十分な内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。 <p>(規程原本を公開した場合、内容の一部を黒塗りにせざる得ない箇所がある可能性は否定できないが、その全てが「特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ものではないと考える。)</p>

検証結果案	意見
	<p>ト. 及びチ(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本項目においては、「手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件」等を求められているのにも係らず、納期にのみ着目したものとなっており、開示情報、手続き手順、使用システム等が報告対象となっていないため、インプットの同等性の検証には不十分である。 ・ 納期については平均日数のみしか記載されておらず、異常値が検出された場合、平均値だけでは比較が困難な場合も想定される。 (標準偏差、最大値、最小値、中央値等の開示により、異常値の影響を排除することが可能と考えられる。) ・ 接続事業者が接続を実施する際は、通常「事前相談」、「事前照会」や「事前調査」も必要となることから、こうした事前手続も含めた形で、期間、内容、拒否件数等の比較を行わなければ、開通の同等性の検証はできない(「事前相談」等は、個別のケースに応じてその内容や回答までに要する期間が異なるが、カテゴリ毎に分別する等により、一定程度の検証性を持つものと考えられる。) ・ 別添 10 の加入ダークファイバ、DSL、電話等の比較において、NTT 東西殿の申込日～回答日がすべて 0 日となっており、接続事業者との納期と差異が認められることから、利用システムや申請の手続、申請フォーマット等が NTT 東西殿の利用部門と接続事業者で異なり、同等性が確保できていないおそれがある。 <p>3. 電気通信事業法第 31 条第 2 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施</p>

検証結果案	意見
	<p>状況に関する事項</p> <p>イ. (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同等性確保の検証のためには、NTT 東西殿の各部門における保有設備を明確にすべきであるが、公表されていない
2. 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	<p>(ア) NTTグループの連携強化</p> <p>NTTグループは上述の「NTTIDログインサービス」、「NTT ネット決済」、「NTTグループカード」や下記で述べている NTT グループ統合請求等を始めとしたグループ連携を強めており、今後、お客様相談窓口、保守対応、営業、CS等の統合による更なるグループ再統合の動きが加速されていく事態が想定されます。</p> <p>こうしたグループ統合施策等については、NTT グループ各社は「お客様の利便性向上」のためであることを強調していますが、本来公正競争といった規制は、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるものです。2014 年を目途として実施する包括的な検証においては、本施策を含めた各分野でのNTTグループの連携強化が競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。</p> <p>(イ) NTT グループ統合請求</p> <p>昨年度より、NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策の問題点は、NTT グループの延べ 1 億 3 千万人に上るユーザ、合わせて 8 兆円を超える料金債権が NTT ファイナンス殿へと集約されることであり、また、NTT 持株殿の元に「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が統合され、NTT グループの組織の再統合・独占回帰をより加速させることにあると考えます。</p>

検証結果案	意見
	<p>総務省殿においては、「NTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、またはNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請」しており、NTTグループの組織の再統合・独占回帰に係る懸念は払拭しきれないものの、公正競争環境は一定程度確保されたものと考えます。当該要請に基づき講じた措置の報告については公開し、総務省殿は、競争事業者も同等のサービスが実施できるようになっているか、また不当な競争環境が惹起されていないか等の視点から、十分に報告を検証すべきです。なお、総務省殿の検証については、判断基準・検証方法も公開することで、外部検証性を確保すべきと考えます。</p> <p>(ウ) NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為</p> <p>NTT 東西殿が自社ユーザの新規獲得に当たり、併せてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿のサービスに割引を付すという事例を始め、事業法等で禁止されている共同営業行為と疑われる事例が見受けられます。これらは NTT グループの一体となった営業行為であると考えられ、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成 9 年郵政省告示第 664 号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(八)(九)に実質的に該当するもの</p>

検証結果案	意見
	<p>と考えます。総務省殿においては、覆面調査や立入検査等、踏み込んだ実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講じて頂きたいと考えます。また、冒頭で述べたとおり、本事例を始めとし、競争事業者が営業やサービスの主管部門における逸脱行為を示す、電話や口頭以外での有形の具体的な証拠を得ることが非常に困難であるため、本制度の検証方法自体を見直す必要があると考えます。</p> <p>・NTT 東日本殿のフレッツ光ネクスト導入を条件にNTT コミュニケーションズ殿の ISP 料金の値下げ提案を同一の NTT 東日本営業担当者が実施 等</p> <p>(エ) NTT グループ会社間の役員等の人事異動禁止</p> <p>本年度においても、NTT 持株殿を中心とした NTT グループ内における役員の配置転換が複数見受けられます。このような戦略的な人材配置については、なし崩し的なグループの再統合を誘引し、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、先述の NTT グループ統合請求事案や、NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為事案に示唆されるように、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念があります。今後、包括的な検証を実施するに当たっては、論点として盛り込むべきと考えます。</p> <p>(オ) NTT ブランド使用ルール整備</p> <p>NTT グループ各社が社名やサービスの一部に「NTT●●」のように「NTT」等の名称を用いて営業することは、NTT グループによる一体的なサービス提供を想起させるおそれが高いと想定されます。本意見書でも述べさせて頂いているとおり、「NTT」IDロゲインサービスや「NTT」グループカードといったサービス名称や後述のとおり、株式会社オプティキャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿が提供する「フレッツ・テ</p>

検証結果案	意見
	<p>レビ」のようにサービスに「フレッツ」等の名称を使用する場合は、利用者がサービスの提供主体を正しく認識出来ない恐れがあり、利用者保護及び公正競争確保の観点から問題が生じないよう、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきと考えます。</p> <p>(カ)「フレッツ」のサービス名称使用</p> <p>オプティキャスト殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、2009年2月にNTT東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行政指導^{※2}が出されていますが、依然としてNTT東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です^{※3}。NTT法で放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであると考えます。総務省殿においては、当該放送サービスの提供主体について、利用者が正しく認識しているかについてアンケートを実施する等、現状を正確に把握した上、仮に利用者に誤認与えている状況であることが確認できた場合、適切な措置等を講じるべきと考えます。</p> <p>※2 「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」に基づき講じるべき措置について(要請)(2009年2月25日)</p> <p>http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090225_5.html#bs1</p> <p>※3 別添資料3参照</p> <p>(キ)活用業務・目的達成業務制度について <制度全般について></p>

検証結果案	意見
	<p>そもそも活用業務制度は、「事実上独占となっている東・西 NTT の地域網のオープン化を徹底させるための措置」等を NTT 東西殿に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の前提条件の一つであったと認識しています。同制度導入後、数年間においては、メタルアクセス回線等の開放政策により、ADSL 市場をはじめとして、一定の競争が進展しました。しかしながら、IP 網や光アクセス回線へのマイグレーションが進展している現状においては、NTT-NGN や光アクセス回線の開放が、メタルアクセス回線等と同等の開放に至っていないことから、これまでメタルアクセス回線上でサービスを提供してきた多くの競争事業者の事業継続が困難なものとなっています。このようにボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、公正競争上、問題を生じさせることになると思います。</p> <p>また 2011 年 11 月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)が施行され、NTT 東・西殿による活用業務制度が認可制から届出制へと規制緩和されましたが、同法施行後、2011 年 12 月 21 日に NTT 東日本殿から「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス」が申請されたことを皮切りに、平成 25 年 8 月 7 日(現在)までに計 9 件もの届出がなされています。認可制時代は、申請数が年間平均 1.2 件であったことを踏まえると、届出制への移行後は年間平均 5.3 件と、実に 4 倍以上の申請数となっており、届出制への移行をきっかけとして、NTT 東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が進行し、公正競争上、さらに大きな問題を生じさせることになっていることは明らかです。</p> <p>また、NTT 東西殿の業務範囲の制限は、公正競争確保のため極めて重要な法的規制であり、子会社を通じさえすれば自由に業務範囲を拡大できるというものではないと考えますが、2012 年 6 月 22 日、NTT の新社長は所信表明において、「NTT 東、西の</p>

検証結果案	意見
	<p>業務はアクセスビジネスに限定されているが、それ以外は、全くできないわけではない。子会社を通じた形とか、まだやっつけていける余地はあると思う。」(2012年7月2日通信興業新聞第1面)と発言しています。こうした制度を無効化するような行為を示唆していることを踏まえると、活用業務制度自体の見直しの時期に入っていると云々を言わざるを得ません。</p> <p>従って、活用業務制度についてはその制度自体の見直しを開始し、真の公正競争環境を確保していくため、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体であるNTTグループに係る問題を抜本的に解決することが必要と考えます。</p> <p><上位レイヤへの進出について></p> <p>現行制度においては、NTT東西殿による放送分野への進出が明確に禁止されており、その理由として、「独占的な地域通信網のインフラを通じて通信の隣接分野であるコンテンツ(情報内容)市場へ不当な影響力が行使され、ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれを排除するため」(「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」2000年12月21日 電気通信審議会より抜粋)と挙げられています。</p> <p>今般NTT東西殿においては、活用業務制度を利用したASPサービスやクラウドサービスといった上位レイヤへの進出が目立っていますが、こうした上位レイヤへの進出が進めば、上述のとおり、「通信の隣接分野であるコンテンツ(情報内容)市場へ不当な影響力が行使されるおそれのあるものであり、仮にNTT法第2条第5項の「“電気通信事業”の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」がなかったとしても、隣接分野も含めた公正競争を確保する観点から、本来認められるべきではないと考えま</p>

検証結果案	意見
	<p>す。</p> <p><ISP 業務やモバイル業務への進出について></p> <p>2011 年 11 月 17 日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において、「ISP 業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定される」と総務省殿の考え方が示されています。この点も踏まえ、現状の法体系の下、NTT 東西殿が ISP 業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありますが、仮に NTT 東西殿にて同種の業務拡大を企図し、届出がなされたとしても、総務省殿は、すみやかに業務改善命令等により、当該サービスが提供されないよう対処すべきと考えます。</p> <p><目的達成業務を利用した NTT グループの実質的セット販売について></p> <p>NTT 東西殿は、「情報通信関連商品の販売・保守」として目的達成業務を届け出ることにより、「音声利用 IP 通信網サービス等を用いた音声通話サービス等の利用が可能なスマートフォン(SIM カードを除く)」の販売・保守が可能な状況になっています。しかしながら、SIM カードのないスマートフォンでは通話することが出来ないことから端末単体で販売することは想定されにくく、通常 SIM カードとセットでの販売になると考えます。この際、同じグループ会社の NTT ドコモ殿の紹介や同社との共同営業等、排他的なグループ連携に繋がるおそれも考えられます。従って、総務省殿は、公正競争環境を確保するため、特に以下のような観点で、実質的に脱法的な営業行為を許していないか等を検証すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 販売機種が特定のキャリアに偏っていないか

検証結果案	意見
	<ul style="list-style-type: none">- 当該目的達成業務として販売したスマートフォンに使用されている SIM カードのキャリアについて偏りがないか- NTT 東西殿の販売員が特定のキャリアを推奨する行為が行われていないか <p>なお、仮に問題が認められた場合においては、徹底した指導等是正措置を実施することを要望します。</p>

以上

NTT東西殿の県域等子会社によるNTTドコモ殿の商品取扱の一例

別添資料①

NTT 東日本-群馬

NTT-EAST
Gunma

ヒューマン&エコロジー アウトソーシング その他のサービス等

NTTドコモ携帯電話販売 NTTドコモの携帯電話全般を取り扱っています。
機種変更、新規契約、機種買い増しなど、詳しくは下記の電話番号までご連絡ください。

商品ラインナップ(NTTドコモ商品ページ)

NTT 西日本-九州

企業情報 商品・サービス 電話・電報
インターネット お問い合わせ先一覧

HOME | 商品・サービス | 携帯電話機販売取次ぎ | ITビジネス部 | IT営業担当

商品・サービス

携帯電話機販売

NTTドコモの新規お申込み・機種変更等取次ぎ

お問い合わせ

■ 携帯

商品・サービス一覧
携帯電話機販売取次ぎ
ITビジネス部 IT営業担当
ネットワーク商品
E-Workサービス
広域イーサネットサービス

http://www.ntteast-gunma.co.jp/goods/ba_data/docomo.html

<http://www.ntt-west-kyushu.co.jp/comm/docomo.html>

NTT IDログインサービス、NTTネット決済の提供について

別添資料②

報道発表資料

NTT IDログインサービス、NTTネット決済の提供について

-現在ご利用の認証IDで、インターネットサービスがより安心・便利に-

<2010年5月13日>

NTTコミュニケーションズ株式会社
株式会社NTTドコモ
NTTレゾナント株式会社
日本電信電話株式会社

NTTコミュニケーションズ株式会社(代表取締役社長:和才 博美、以下NTT Com)、NTTドコモ、NTTレゾナント株式会社(代表取締役社長:中嶋 孝夫、以下NTTレゾナント)は、各社のお客様が現在ご利用中の認証ID(OCN ID、docomo ID、gooID)により、NTTグループおよびパートナー企業のWebサイトへのシングルサインオンを実現する「NTT IDログインサービス」を、2010年5月14日より提供開始します。

また、2010年度第2四半期には、「NTT IDログインサービス」を活用した便利な決済連携サービス「NTTネット決済」を提供開始する予定です。

これにより、NTT Com、NTTドコモ、NTTレゾナントの延べ約7,000万のお客様を始めとした多くのお客様に、より便利で安心なインターネットサービスを提供していきます。

▼ [NTT IDログインサービス、NTTネット決済の提供についての概要](#) | ▼ [賛同コメント](#)

▼ [NTT IDログインサービスのご利用イメージ](#) | ▼ [NTTネット決済のご利用イメージ](#)

http://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2010/05/13_00.html

「フレッツ・テレビ」に関する広告物の一例

別添資料③

あたかもNTT東日本殿の
サービスのような表記



「オプティキャスト」の
表示は当該箇所のみ

「フレッツ・テレビ」及び「フレッツ光」の
構成が類似しており、誤認を与える

平成25年7月
東日本電信電話株式会社発行